

令和3年9月29日

株主及び債権者各位

神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
アビックス株式会社
代表取締役 廣田 武仁

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により、株式会社プロテラス（乙、住所：東京都港区赤坂四丁目13番13号）のデジタルサイネージ事業（但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が適用される事業を除く）に関する権利義務を承継することいたしましたので、公告します。

効力発生日は、令和3年11月1日であり、当社の株主総会の承認決議は令和3年9月28日に終了しております。

1. 吸収分割に関し、会社法第797条第1項の規定に基づき、株式買取請求をされる株主様は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、当社に対して書面により、その旨並びに株主様の氏名又は名称、住所、ご連絡先電話番号、株式買取請求に係る株式の数及び加入者口座コード（21桁）をご通知ください。

なお、株式買取請求に際しては、株主様が振替口座を開設されている口座管理機関に対して個別株主通知の申出の取次請求及び株式買取請求に係る株式の下記の買取口座への振替申請の手続きを行っていただくようお願い申し上げます。

振替先口座（買取口座）管理機関：みずほ信託銀行株式会社

口座名義人：アビックス株式会社

当社の加入者口座コード：0028970-04553969000030

2. 本吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1か月以内に書面によりその旨をお申し出ください。

3. 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出済。

（乙）掲載紙 官報

掲載の日付 令和3年1月18日

掲載頁 51頁（号外第10号）

以上